

## 第70号議案

### 桶川市部設置条例の一部を改正する条例

桶川市部設置条例（平成9年桶川市条例第15号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。
- (2) 次の表中、改正前の号に対応する改正後の号が存在しない場合にあっては、当該改正前の号を削る。
- (3) 次の表中、改正後の号に対応する改正前の号が存在しない場合にあっては、当該改正後の号を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正前	改正後
(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の <u>室及び部</u> を置く。  <u>秘書室</u> <u>企画財政部</u>  (分掌事務) 第2条 前条に規定する <u>室及び部</u> の分掌事務は、次のとおりとする。  <u>秘書室</u> (2) 略	(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の <u>部</u> を置く。  <u>秘書企画部</u> <u>財務部</u>  (分掌事務) 第2条 前条に規定する <u>部</u> の分掌事務は、次のとおりとする。  <u>秘書企画部</u> (2) 略 (3) <b>市政の企画及び総合調整に関すること。</b>

	(4) 情報通信技術に関すること。 (5) 統計に関すること。
<u>企画財政部</u>	
(1) 市政の企画及び総合調整に関すること。 (2) 情報通信技術に関すること。 (3) 統計に関すること。 <u>(4)</u> 略 <u>(5)</u> 略 <u>(6)</u> <u>同和対策</u> に関すること。 <u>(7)</u> <u>男女共同参画</u> に関すること。	
総務部	(1) 略 (2) 略 (3) <u>財産管理及び契約</u> に関すること。 (4) <u>工事等の検査</u> に関すること。
(6) <u>財産管理及び契約</u> に関すること。 (7) <u>工事等の検査</u> に関すること。	総務部 (6) <u>同和対策</u> に関すること。 (7) <u>人権及び男女共同参画</u> に関すること。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(桶川市振興計画審議会条例の一部改正)

2 桶川市振興計画審議会条例（昭和42年桶川市条例第4号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(庶務) 第9条 審議会の庶務は、 <u>企画財政部企画調整課</u> において処理する。	(庶務) 第9条 審議会の庶務は、 <u>振興計画主管課</u> において処理する。

(桶川市同和対策審議会設置条例の一部改正)

3 桶川市同和対策審議会設置条例（昭和44年桶川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>企画財政部人権・男女共同参画課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>同和対策主管課</u> において処理する。

(桶川市男女共同参画推進条例の一部改正)

4 桶川市男女共同参画推進条例（平成14年桶川市条例第13号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(庶務) 第33条 審議会の庶務は、 <u>企画財政部人権・男女共同参画課</u> において処理する。	(庶務) 第33条 審議会の庶務は、 <u>男女共同参画主管課</u> において処理する。

令和7年12月8日提出

桶川市長 小野克典

#### 提案理由

秘書室、企画財政部及び総務部の改編等所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。